豊田市特定教育・保育施設等指導監督基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指導基準 | 調査事項 | 調査内容 | 指導事項 | 根拠法令 |
| １　利用定員 | １　利用定員 | 利用定員に対し、適切な人数の受入れを行っているか。 | ・利用定員の数は２０人以上となっているか。・区分ごとに利用定員を定めているか。・利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。（年度中における需要の増大等の事情がある場合はこの限りではない） | 運営基準条例第４条 |
| ２　運営に関する基準 | １　運営規程 | 施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 | ・次に掲げる事項が全て定められているか。①施設の目的及び運営の方針②提供する特定教育・保育の内容③職員の職種、員数及び職務の内容④特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額⑥乳児、満３歳に満たない幼児及び満３歳児以上の幼児の区分ごとの利用定員⑦特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（入園調整に係る選考方法も含む。）⑧緊急時等における対応方法⑨非常災害対策⑩虐待の防止のための措置に関する事項⑪その他施設の運営に関する重要事項 | 運営基準条例第２０条 |
| ２　内容及び手続の説明及び同意 | 特定教育・保育の提供の開始に際し、あらかじめ、利用の申込みを行った保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。 | ・重要事項説明書（又は入園のしおり等）で保護者に説明をしているか。・重要事項説明について、保護者の同意を得ているか。 | 運営基準条例第５条 |
| ３　掲示 | 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担等、特定教育の選択に資する重要事項を掲示又は閲覧できるような状態にしているか。 | ・施設内に次に掲げる事項を掲示又は閲覧できるような状態にしているか。①運営規程の概要②職員の職種、員数及び職務の内容③保護者から徴収する費用の種類（保育料、上乗せ徴収、実費徴収） | 運営基準条例第２３条 |
| ４　勤務体制の確保等 | ａ 適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。 | ・関係法令基準を満たす職員の種別、職員数が確保されているか。 | 運営基準条例第２１条第１項 |
| ｂ 当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。 | ・原則、施設に在籍している職員によって保育を行っているか。 | 運営基準条例第２１条第２項 |
| ｃ 職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | ・職員の研修の機会を確保しているか。 | 運営基準条例第２１条第３項 |
| ５　正当な理由のない提供拒否の禁止等 | ａ 利用者の申込みに対して、正当な理由なく拒否していないか。 | ・正当な理由なく拒否した事例がないか。 | 運営基準条例第６条第１項 |
| ｂ 選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で選考を行っているか。 | ・選考方法をあらかじめ保護者に明示しているか。 | 運営基準条例第６条第４項 |
| ｃ １号認定子どもの入園調整について、新規の利用申込者数と在園児の総数が利用定員の総数を超える場合においては、抽選、先着順、施設の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しているか。 | ・あらかじめ明示した選考方法に基づき、公正な方法により選考しているか。 | 運営基準条例第６条第２項 |
| ｄ ２・３号認定子どもの入園調整について、新規の利用申込者数と在園児の総数が利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう選考しているか。 | ・あらかじめ明示した選考方法に基づき、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう選考しているか。 | 運営基準条例第６条第３項 |
| ６　あっせん、調整及び要請に対する協力 | 市の利用調整等に対して、正当な理由なく拒否していないか。 | ・正当な理由なく拒否した事例がないか。 | 運営基準条例第７条 |
| ７　利用者負担額等の受領 | ａ 利用者負担額等のうち、日用品・文房具の購入費用、行事参加費等の負担（実費徴収）について、あらかじめ保護者に使途、金額、支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、説明を行い、同意を得ているか。 | ・実費徴収について、保護者に書面で説明し、同意を得ているか。（口頭での同意も可） | 運営基準条例第１３条第４項、第６項 |
| ｂ 特定教育・保育の質向上のための費用（上乗せ徴収）を設定している場合、あらかじめ保護者に金額、理由等を文書で説明し、文書で同意を得ているか。 | ・上乗せ徴収について、保護者に書面で説明し、文書で同意を得ているか。※上乗せ徴収…施設整備協力金、英語教室の会費等。 | 運営基準条例第１３条第３項、第６項 |
| ｃ 利用者負担額等の支払を受けた場合、当該費用に係る領収証を保護者に交付しているか。 | ・領収証を交付しているか。（明細書や通帳記入をもって領収証に代える方法、集金袋により対応する方法等も可） | 運営基準条例第１３条第５項 |
| ８　施設型給付費等の額に係る通知等 | 特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合に、支給認定保護者に対し、給付費の額を通知しているか。（※保育所は除く） | ・個別通知又は園だより等による全体通知を行っているか。 | 運営基準条例第１４条 |
| ９　特定教育・保育に関する評価等 | ａ 自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | ・自己評価を行っているか。 | 運営基準条例第１６条第１項 |
| ｂ 定期的に園を利用する保護者その他園の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、それらの結果を公表するように努めているか。 | ・関係者評価又は第三者評価を受審しているか。・評価結果を公表しているか。 | 運営基準条例第１６条第２項 |
| １０　教育・保育給付認定保護者に関する市への通知 | ａ 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。 | ・保護者が偽りその他不正な行為によって支給を受けている場合又は受けようとしている場合に、遅滞なく市に通知をしているか。 | 運営基準条例第１９条 |
| ｂ 当該記録がその完結の日から５年間保存されているか。 | ・当該記録が５年間保存されているか。 | 運営基準条例第３４条 |
| １１　秘密保持等 | ａ 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | ・業務上知り得た児童又は家族の秘密を漏らしていないか。 | 運営基準条例第２７条第１項 |
| ｂ 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | ・就業規則や運営規程等に秘密保持に関する規定を設けたり、職員から個人情報に関する誓約書を徴収したりするなどの措置を講じているか。・業務上知り得た情報の取扱いに不適切な点はないか。・個人情報の守秘義務について、職員への周知は行っているか。 | 運営基準条例第２７条第２項 |
| ｃ 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行うその他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。 | ・小学校、他の特定教育・保育施設等その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該園児の保護者の同意を得ているか。 | 運営基準条例第２７条第３項 |
| １２　情報の提供等 | 保護者が適切に特定教育・保育施設を選択できるよう、情報の提供に努めているか。また、施設について虚偽又は誇大な広告等がなされていないか。 | ・情報の提供を行っているか。・虚偽又は誇大な広告等をしていないか。 | 運営基準条例第２８条第１項、第２項 |
| １３　利益供与等の禁止 | 利用者支援事業等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者又はその職員に対し、特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与又は収受をしていないか。 | ・施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与又は収受をしていないか。 | 運営基準条例第２９条第１項、第２項 |
| １４　苦情解決 | ａ 苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を設置する等の必要な措置を講じているか。 | ・苦情解決の仕組みが整備されているか。・苦情解決の仕組みについて、掲示や重要事項説明等で、保護者に十分周知されているか。 | 運営基準条例第３０条第１項 |
| ｂ 苦情の内容等の記録を作成し、５年間保存しているか。 | ・保護者等からの苦情や要望が記録されているか。・当該記録が５年間保存されているか。 | 運営基準条例第３０条第２項、運営基準条例第３４条 |
| ｃ 保育に関し、市が命じた報告、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示又は当該職員による質問、施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた時は、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行っているか。また、市からの求めがあった時は、改善の内容を市に報告しているか。 | ・市が命じた報告等に応じているか。・市から指導又は助言を受けた場合に、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。・市からの求めがあった場合は、改善内容を報告しているか。 | 運営基準条例第３０条第３項、第４項、第５項 |
| ３　提供する教育・保育 | １　心身の状況の把握、相談及び援助 | ａ 子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。 | ・心身状況等について把握できているか。 | 運営基準条例第１０条 |
| ｂ 子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | ・子ども又は保護者からの相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うことができる体制が取れているか。 | 運営基準条例第１７条 |
| ２　緊急時の対応 | 保育中に子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときに、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | ・子どもの体調が急変したときその他必要なときに、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行うことができる体制が取れているか。 | 運営基準条例第１８条 |
| ３　小学校等との連携 | 特定教育・保育の提供の終了に際し、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他小学校等との密接な連携に努めているか。 | ・園児と小学校児童等との交流の機会があるか。・学校教諭との意見交換や合同研究の機会等が設けられているか。 | 運営基準条例第１１条 |
| ４　教育・保育の提供の記録 | ａ 特定教育・保育を提供した際に、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 | ・当該事項の記録簿が整備されているか。 | 運営基準条例第１２条 |
| ｂ 当該記録がその完結の日から５年間保存されているか。 | ・当該記録が５年間保存されているか。 | 運営基準条例第３４条 |
| ５　特定教育・保育の取扱い方針 | ａ 特定教育・保育を一体的に提供するため、全体的な計画が適切に作成されているか。 | ・施設の区分に応じ、適切に全体的な計画を作成し、保育の提供を行っているか。 | 運営基準条例第１５条 |
| ｂ 当該記録がその完結の日から５年間保存されているか。 | ・当該記録が５年間保存されているか。 | 運営基準条例第３４条 |
| ６　教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則 | 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしていないか。 | ・国籍等を理由に入園や利用を制限していないか。・国籍等を理由に行事に参加させないなど、提供内容を変える取扱いをしていないか。 | 運営基準条例第２４条 |
| ７　虐待等の禁止 | 職員は、園児に対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為（暴行、わいせつ行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動等）その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 | ・職員は、園児に対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。・施設の管理者は、園児に対し、体罰を行っていないか。 | 運営基準条例第２５条 |
| ８　地域との連携等 | 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | ・地域交流又はそれに相当する事業を行っているか。 | 運営基準条例第３１条 |
| ９　事故発生の防止及び発生時の対応 | ａ 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。 | ・事故発生時の対応や、速やかに市及び園児の家族等に連絡を行うことができる体制が整備されているか。・事故発生時又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、施設内で当該事実が報告され、原因分析を行い、職員に周知徹底する体制を整備しているか。・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか。 | 運営基準条例第３２条第１項 |
| ｂ 事故発生時に、速やかに市及び園児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、５年間保存しているか。 | ・事故発生時に速やかに市及び園児の家族等に連絡を行っているか。・重大事故について、適切に市に報告を行っているか。※重大事故…①死亡事故②治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経緯にかかわらず、事案が生じた時点で報告）・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、５年間保存しているか。 | 運営基準条例第３２条第２項、第３項、第３４条第２項 |
| ｃ 賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っているか。 | ・賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。 | 運営基準条例第３２条第４項 |
| ４　会計 | １　会計の区分 | 特定教育・保育の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | ・その他の事業の会計と区分しているか。 | 運営基準条例第３３条 |